

季節労働者（岩見沢市・三笠市・月形町居住の方）

- | | |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 車両系建設機械
（整地・運搬等）運転…… | 定員
5名 |
| 2 フォークリフト運転…… | 5名 |
| 3 小型移動式クレーン運転…… | 4名 |
| 4 玉掛け…… | 3名 |
| 5 高所作業車運転…… | 3名 |
| 6 不整地運搬車運転…… | 1名 |

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 7 車両系建設機械
（解体）運転…… | 定員
1名 |
| 8 ショベルローダー運転…… | 1名 |
| 9 ガス溶接…… | 1名 |
| 10 地山掘削及び土止め
支保工作業主任者…… | 2名 |
| 11 はい作業主任者…… | 2名 |
| 12 足場組立解体又は変更等
作業主任者…… | 2名 |

就職に有利な **技能講習** **12の**が無料！

令和元年**10/1**火 ▶ 令和2年**3/31**火

受付開始：令和元年9月17日火

即戦力で
働こう！

※事前のご相談が必要です

※原則おひとり様、1科目、希望者多数の場合は、事前相談受付順になります。
※受講承認を受けた方が、指定する教習所で受講できます。

受講対象者

1



受講費用

2



技能講習受講までの流れ

3



お申し込み前にご確認ください。

岩見沢市・三笠市・月形町に居住する季節労働者の方で、雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている者、又は、離職者であって、直前の離職(平成31年4月1日の1年以上前に離職した者を除く)に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方で、当協議会が技能講習の受講を承認した方を対象とします。

※技能講習の全日程に参加できることが承認の条件となります。

- 技能講習に必要な受講料(テキスト代を含む)は、技能取得確認後、協議会が負担します。教習所までの交通費等は、各自でご負担ください。
- 本事業の利用は、原則おひとり様1科目1回限りです。
(小型移動式クレーン運転と玉掛けはセット受講が可能です)
- やむを得ない事情がある場合を除き、当協議会が技能講習の受講を承認した後の受講の取り消しはできません。
- 技能講習の受講に必要な作業服や靴、その他安全装具は、各自でご用意下さい。
- 個人的に受講した技能講習の費用や当協議会の承認なしに受講の申込をした技能講習の費用を事後的に当協議会が負担することはありません。

1 協議会と事前の相談が必要です。

(雇用保険の短期雇用特例求職者給付などの受講資格確認のため)

2 協議会へ技能講習受講承認申請書を提出します。

3 協議会から技能講習受講承認書を受け取ります。

4 技能講習受講承認書を教習所へ送付します。

5 教習所から技能講習受講許可書が届きます。

6 教習所で受講します。

岩見沢市通年雇用促進協議会

〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

岩見沢市役所商工労政課内(2階9番窓口)

☎(0126)24-3625 FAX(0126)24-3626

ホームページ/ <https://www.job365.jp> メール/ tuunen@job365.jp

↓QRコードでも詳細を確認出来ます。



団体概要: 岩見沢市通年雇用促進協議会とは、岩見沢市、三笠市、月形町、空知総合振興局、岩見沢商工会議所などにより構成され、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした団体です。